

議案第 3 1 号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年久喜市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第1条に次のただし書を加える。

ただし、附則第17項（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、この案を提出するものであります。